

消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の確認結果

消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、災害時における災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)第23条により、消防本部、指令センター及び消防署所(以下「消防本部等」という。)への非常用電源設備等の設置を定めています。また、近年の自然災害発生時においては、広範囲かつ長時間におよぶ停電が発生することもあり、各地域において災害対応の拠点となる消防本部等の非常用電源の確保は重要な課題です。

本稿では、消防庁消防・救急課で実施した非常用電源の設置状況等の確認結果について紹介します。

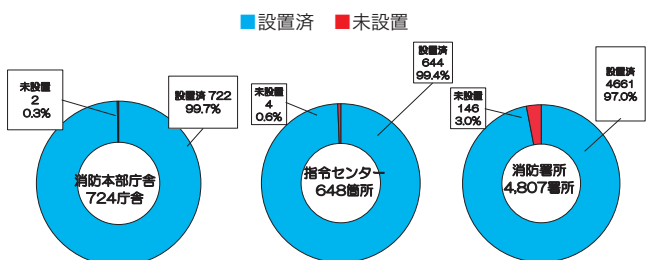
2 調査の概要

- 調査対象：消防本部庁舎 724庁舎
：指令センター 648箇所
：消防署所 4,807署所
- 調査基準日：令和3年10月1日

3 調査結果

① 非常用電源の設置状況

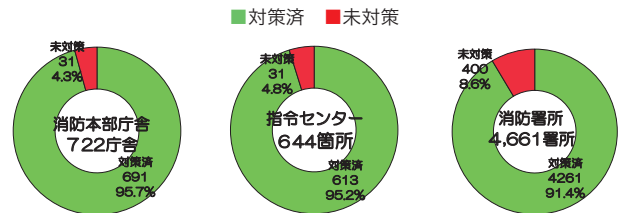
庁舎等	設置数	割合
消防本部庁舎	722庁舎	99.7%
指令センター	644箇所	99.4%
消防署所	4,661署所	97.0%



② 地震対策状況

設置された非常用電源に対する地震対策の実施状況については、以下のとおりです。

庁舎等	対策済数	割合
消防本部庁舎	691庁舎	95.7%
指令センター	613箇所	95.2%
消防署所	4,261署所	91.4%



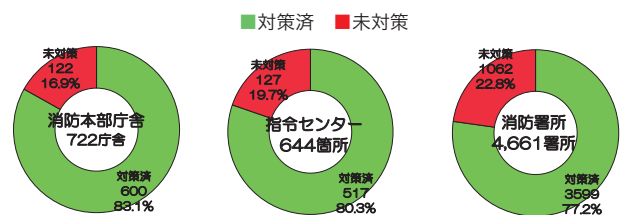
地震に対する対策例



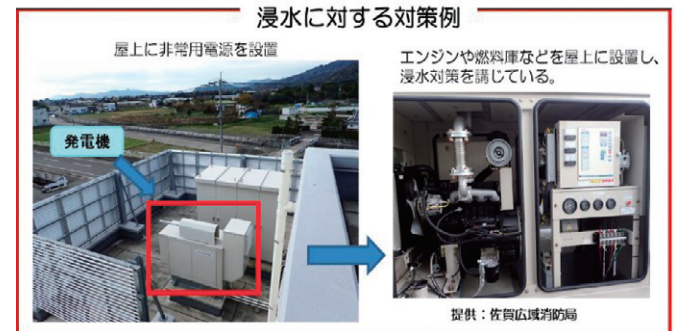
③ 浸水対策状況

設置された非常用電源に対する浸水対策の実施状況については、以下のとおりです。

庁舎等	対策済数	割合
消防本部庁舎	600庁舎	83.1%
指令センター	517箇所	80.3%
消防署所	3,599署所	77.2%



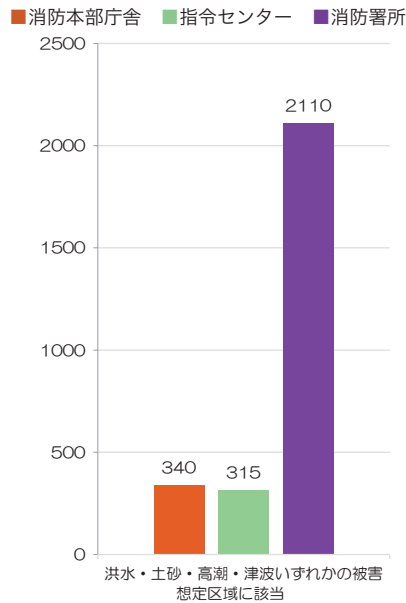
浸水に対する対策例



④ 被害想定区域内に位置する消防本部等の割合

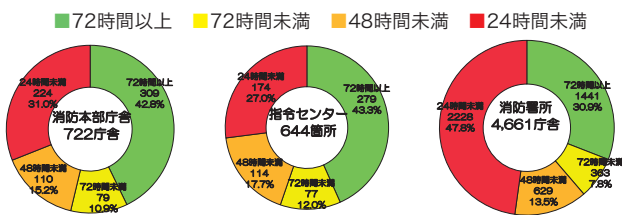
洪水、土砂、高潮、津波のいずれかの被害想定区域内に位置している消防本部等の割合については、以下のとおりです。

庁舎等	該当数	割合
消防本部庁舎	340庁舎	47.0%
指令センター	315箇所	48.6%
消防署所	2,110署所	43.9%



⑤ 非常用電源の使用可能時間

消防本部等に設置された非常用電源の使用可能時間について、72時間以上使用可能なのは全体の3～4割となっています。



4 確認結果を受けて

消防庁では、本確認結果を受けて「消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の確認結果について」（令和4年2月15日付け消防消第44号消防・救急課長通知）により、以下の内容について周知しました。

① 非常用電源の整備について

消防力の整備指針において、消防本部等は地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する旨を定めていることから、災害応急拠点として各庁舎の果たすべき役割に応じて、計画的に非常用電源の整備を進めてください。

② 地震・浸水対策について

地域ごとの被害想定や非常用電源の設置条件等を踏まえ、非常用電源に対する地震対策や浸水対策を適切に整備してください。

③ 業務継続性について

大規模災害発生時の物資の調達や輸送が困難となる状況を想定し、72時間は外部供給なしで非常用電源を継続して稼働できるよう、あらかじめ必要な量の燃料を確保してください。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障が生ずることがないように、燃料を準備することが望ましいことから、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定締結等、燃料確保方策について事前に検討してください。

④ 緊急防災・減災事業債の活用について

緊急防災・減災事業債の対象事業として、非常用電源の設置や既存の設備に対する地震・浸水対策（上層階への移設、防護板の設置等）及び機能強化（非常用電源の出力向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に加え、令和2年度からは各被害想定等区域内にある消防署所等が、地震災害及び風水害等への対策として移転する場合の経費についても、対象となっています。

なお、緊急防災・減災事業債の事業期間が、令和7年度まで延長されていることから、当該事業債を活用して、応急対策拠点としての機能を適切に発揮、継続できるよう、庁舎の整備に取り組んでください。

5 終わりに

消防庁舎は災害応急対策時に地域の消防力を最大限に発揮するうえで重要な拠点です。大規模な自然災害に見舞われた場合にも、その機能が維持され適切に発揮されるよう、引き続き、非常用電源等の整備、維持管理に留意していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522